

5 コーディネーターとしての「地域学校協働活動推進員」

コーディネーターは多様な地域学校協働活動を推進する上で欠かせない存在です。その立ち位置を明確にし、継続的かつ円滑な地域学校協働活動を推進するため、教育委員会は、「地域学校協働活動推進員」を委嘱することができるようになりました（社会教育法第9条の7）。

<主な役割>

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 学校運営協議会への参画 など



社会教育法第9条の7

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。（平成29年3月改正 法律に明確に位置付けられた存在となった。）

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

Q：地域学校協働活動推進員の委嘱は、一人でも複数でも可能か？

A：複数でも委嘱することが可能です。

地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれぞれが得意なことを生かしながらチームで活動に取り組むこともできます。

<複数の場合の例>

- 地域学校協働活動の企画・立案・・・・・・・・・・ Aさん、Bさん
- 関係者との連絡・調整・・・・・・・・・・ Aさん
- 地域ボランティアの募集、確保・・・・・・・・・・ Bさん
- 地域学校協働本部の事務処理、経費処理・・・・・・ Bさん
- 地域住民への情報提供、助言、活動促進 など・・・・ Aさん

< Aさん >



予算は
まだありますか？

大丈夫です。

< Bさん >

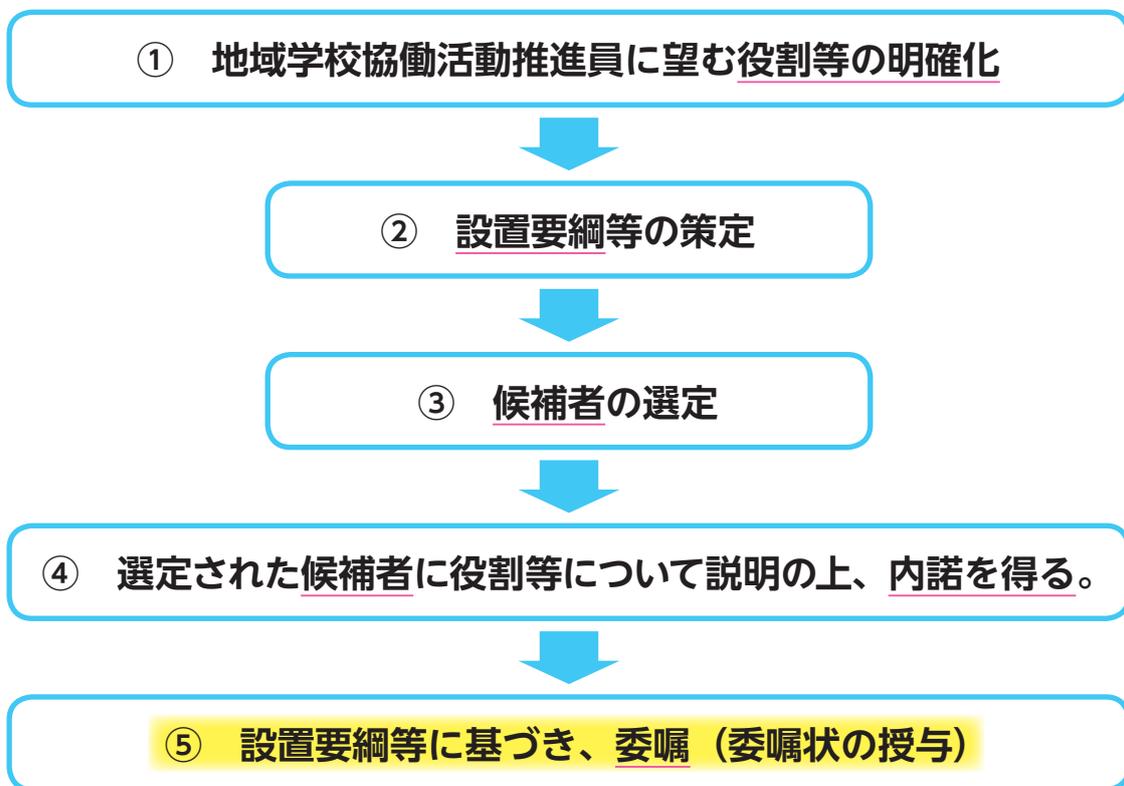


<候補者になりうる方々（参考例）>

- これまでのコーディネーターやその経験者
- 地域と学校の連携・協働に関わる活動に、ボランティアとして参画している人
- P T A 関係者、P T A 活動経験者
- 退職した校長や教職員
- 地域や学校の特色や実情を理解する民間企業、団体・機関等の関係者
- 社会教育主事の有資格者（または社会教育士 ※ P24 参照） など

<地域学校協働活動推進員の委嘱の流れ（イメージ）>

教育委員会による地域学校協働活動推進員の委嘱は、推進員の処遇や役割等を明確にし、また推進員が自らの責任、役割について認識できるようにするためにも、文書で行うことが適切です。委嘱の具体的な手続きや方法は、各教育委員会の判断に委ねられるものでありますが、ここでは一つの事例として委嘱の流れや方法のイメージを示します。



委嘱を行う際には、守秘義務の遵守及び子どもたちの安全・健康面や学校の教職員の負担への配慮等について示し、遵守すべき事項に反するなどの不適切な行為を行った地域学校協働活動推進員には、委嘱の解除を含めて適切に対処するなど、推進員の業務の状況について、教育委員会が把握し、対応できるようにすることが重要です。

ココがポイント！

地域学校協働活動推進員の委嘱の有無や任用する人数、雇用形態等については、地域の実態に応じて判断することになります。教育委員会は、コーディネーターの役割を明確にし、その支援体制づくりに努めましょう。

